

「電子証明書を用いた申請者認証について(IP アドレス管理指定事業者用)」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>* 本文書について *</p> <p>本文書は、IP アドレス管理指定事業者(以下、IP 指定事業者)が Web 申請システムを利用して申請を行う際に必要な電子証明書による認証について解説したものです。</p> <p><u>Web 申請システムを利用した IP 指定事業者が管理する IP アドレス関連の申請手続きの際には、電子証明書による認証を利用します。JPNIC が発行した電子証明書の利用に際しては、本文書を十分お読み下さい。</u></p>	<p>* 本文書について *</p> <p>本文書は、IP アドレス管理指定事業者(以下、IP 指定事業者)が Web 申請システムを利用して申請を行う際に必要な電子証明書による認証について解説したものです。</p> <p><u>電子証明書による認証により Web 申請システムを利用する場合、JPNIC が発行した電子証明書の取り扱いに際しては、本文書を十分お読み下さい。</u></p>
<p>4. 資源管理者証明書の発行・更新について</p> <p>4.1 資源管理者証明書の発行</p> <p><u>資源管理者証明書は、IP アドレス管理指定事業者契約申込みの際に提出された情報および書類等に基づいて発行します。</u></p> <p><u>IP アドレス管理指定事業者契約締結完了後に、資源管理者証明書を格納した資源管理カードおよび資源管理カードを利用するための IC カードリーダーを資源管理責任者の担当グループ(担当者)情報中の住所宛に送付します。あわせて、JPNIC において任意の文字列を設定した「資源管理カードに付けた初期 PIN(パスワード)」を資源管理責任者の担当グループ(担当者)情報中の電子メールアドレス宛に送信します。</u></p> <p><u>IP アドレス管理指定事業者契約を締結済みの組織で、資源管理カードおよび IC カードリーダーの貸与を受けていない場合は、資源管理責任者より[7. 問い合わせ窓口]に示す窓口まで貸与を希望する旨をご連絡ください。</u></p>	<p>4. 資源管理者証明書の発行・更新について</p> <p>4.1 資源管理者証明書の発行</p> <p><u>2024 年**月**日以降は、IP アドレス管理指定事業者契約締結時に新たな資源管理者証明書は発行しません。IP アドレス管理指定事業者契約を締結済みの組織で、資源管理カードおよび IC カードリーダーの貸与を受けていない場合にも、新たに認証デバイスは貸与しません。</u></p>
<p>4.2 資源管理者証明書の再発行</p>	<p>4.2 資源管理者証明書の再発行</p>

<p><u>資源管理者証明書の再発行が必要な場合には、資源管理責任者より[7. 問い合わせ窓口]に示す窓口までその旨をご連絡ください。</u></p> <p><u>また、貸与を受けている資源管理カードを[6. 送付先]に示す宛先まで返却してください。貸与を受けている資源管理カードの返却を確認できない場合、再発行をした資源管理者証明書を格納した新しい資源管理カードを送付しません。</u></p> <p><u>資源管理カードの返却を確認後、再発行をした資源管理者証明書を格納した新たな資源管理カードを資源管理責任者の担当グループ(担当者)情報中の住所宛に送付します。あわせて、JPNICにおいて任意の文字列を設定した「資源管理カードに付けた初期 PIN(パスワード)」を資源管理責任者の担当グループ(担当者)情報中の電子メールアドレス宛に送信します。</u></p>	<p><u>資源管理者証明書は再発行しません。資源管理カードの紛失等の際には、資源管理責任者より[7. 問い合わせ窓口]に示す窓口までその旨をご連絡ください。多要素認証を用いた認証方法のご利用を資源管理責任者宛てにご案内します。</u></p> <p><u>また、貸与を受けている認証デバイスを[6. 送付先]に示す宛先まで返却してください。</u></p>
<p>4.3. 証明書の有効期限と資源管理者証明書の更新</p> <p>資源管理者証明書の有効期限は発行日より2年間です。</p> <p>有効期限の到来した資源管理者証明書は利用できなくなります。有効期限の到来前に、IPアドレス管理指定事業者が貸与を受けている資源管理カードの返却を依頼する電子メールを、資源管理責任者の担当グループ(担当者)情報中の電子メールアドレス宛に送信します。</p> <p>貸与を受けている資源管理カードを、[6. 送付先]に示す宛先まで返送してください。貸与を受けている資源管理カードの返却を確認できない場合、有効期限を更新した資源管理者証明書を格納した新しい資源管理カードを送付しません。</p> <p>返却を確認後、有効期限を更新した資源管理者証</p>	<p>4.3. 証明書の有効期限と資源管理者証明書の更新</p> <p>資源管理者証明書の有効期限は発行日より2年間です。</p> <p>有効期限の到来した資源管理者証明書は利用できなくなります。有効期限の到来前に、IPアドレス管理指定事業者が貸与を受けている資源管理カードの返却を依頼する電子メールを、資源管理責任者の担当グループ(担当者)情報中の電子メールアドレス宛に送信します。</p> <p>貸与を受けている資源管理カードを、[6. 送付先]に示す宛先まで返送してください。貸与を受けている資源管理カードの返却を確認できない場合、有効期限を更新した資源管理者証明書を格納した新しい資源管理カードを送付しません。</p> <p>返却を確認後、有効期限を更新した資源管理者証明</p>

<p>明書を格納した新しい資源管理カードを資源管理責任者の担当グループ(担当者)情報中の住所宛に送付します。あわせて、JPNIC において任意の文字列を設定した「資源管理カードに付けた初期 PIN(パスワード)」を資源管理責任者の担当グループ(担当者)情報中の電子メールアドレス宛に送信します。</p>	<p>書を格納した新しい資源管理カードを資源管理責任者の担当グループ(担当者)情報中の住所宛に送付します。あわせて、JPNIC において任意の文字列を設定した「資源管理カードに付けた初期 PIN(パスワード)」を資源管理責任者の担当グループ(担当者)情報中の電子メールアドレス宛に送信します。</p> <p><u>多要素認証を用いた申請者認証の利用を開始した組織には、資源管理者証明書の更新をご案内しません。資源管理者証明書の使用終了後に、貸与されている認証デバイスを [6. 送付先] に示す宛先まで速やかに返却してください。</u></p>
<p>5. 認証デバイスの管理について</p> <p>5.4. IP アドレス管理指定事業者契約終了時の返却</p> <p>IP 指定事業者が IP アドレス管理指定事業者契約を解約した場合、または JPNIC が IP アドレス管理指定事業者契約を解除した場合には、資源管理責任者は、資源管理カードの有効期限に関わらず、貸与されている認証デバイスを [6. 送付先] に示す宛先まで速やかに返却してください。</p>	<p>5. 認証デバイスの管理について</p> <p>5.4. IP アドレス管理指定事業者契約終了時の返却</p> <p>IP 指定事業者が IP アドレス管理指定事業者契約を解約した場合、または JPNIC が IP アドレス管理指定事業者契約を解除した場合、<u>多要素認証を用いた申請者認証への移行に伴い資源管理カードの利用を終了した場合</u>には、資源管理責任者は、資源管理カードの有効期限に関わらず、貸与されている認証デバイスを [6. 送付先] に示す宛先まで速やかに返却してください。</p>